

事務事業名	身体障害者手帳診断料扶助事業									
事業開始年度	平成元年度			担当部署	福祉部 障害福祉室					
根拠法令	枚方市身体障害者手帳無料診断制度実施要綱									
実施方法	直営 委託又は指定管理(委託先又は指定管理者:)									
	その他()									
目的 (何のために)	身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付(再交付含む)の申請のために要した診断料を助成することにより、身体障害者の福祉の増進を図る。									
対象 (誰・何を対象に)	身体障害者手帳交付申請のための診断料請求者。									
事業内容	身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付(再交付含む)の申請のために要した診断料を世帯の課税状況に関係なく助成している。									
事業の必要性	障害福祉制度の利用には、手帳取得が要件となるものが多く、経済的負担の軽減及び福祉の増進を図る目的から、事業の継続は必要。									
コスト										
		H20年度決算			H21年度決算			H22年度当初予算		
	従事職員数	概算人件費		従事職員数	概算人件費		従事職員数	概算人件費		
正職員	0.1人	836千円		0.1人	826千円		0.1人	803千円		
再任用職員										
非常勤職員等										
人件費計(A)		836千円			826千円			803千円		
直接経費(B)		8,003千円			7,431千円			9,900千円		
総事業費(A+B)		8,839千円			8,257千円			10,703千円		
財源内訳										
		H20年度決算			H21年度決算			H22年度当初予算		
国庫支出金			千円			千円			千円	
府支出金		2,675千円			2,330千円			2,800千円		
受益者負担 (使用料等)			千円			千円			千円	
その他			千円			千円			千円	
一般財源		6,164千円			5,927千円			7,903千円		
平成21年度 事業費の主な内訳 (人件費除く)	内 容								金 額	
	身体障害者手帳交付申請のための手帳診断料扶助費								7,431千円	
									千円	
								千円		

事務事業名	身体障害者手帳診断料扶助事業				
事業開始年度	平成元年度	担当部署	福祉部 障害福祉室		
活動実績	活動指標もしくは成果指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度(見込み)
	非課税世帯に対する助成	件	521	413	576
	課税世帯に対する助成	件	999	976	1,224
単位当たりコスト (総事業費/活動指標)	総事業費 / 助成件数	円	5,815	5,944	5,946
成果目標 (目標とする成果)	身体障害者手帳取得に対する経済的な負担を軽減することにより福祉の増進を図る。				
事業の自己評価	診断料を無料とすることで、手帳申請に関する経済的な負担を軽減することにより福祉の増進に寄与している。				
今後の事業の 方向性	市民の福祉の増進を考えると継続すべき事業であるが、他施策の減免制度との整合性をはかるため、収入に応じた助成の在り方を検討する。				
比較参考値 (他自治体での 類似事業の例など)	大阪府下各市において、非課税世帯に対する助成は大阪府の補助金にて実施している。課税・非課税世帯共に助成をおこなっている市は、北河内7市では本市を含め交野市・四條畷市の3市。府下の同規模市では、高槻市等が実施している。				
特記事項	大阪府からの権限移譲予定事務に身体障害者手帳の交付事務がある。				

身体障害者手帳診断料扶助事業補助資料【障害福祉室】

1. 現在までの経緯

枚方市では身体障害者福祉法第 15 条に基づき身体障害者手帳の交付申請を受け付けています。身体障害者手帳の交付を受けることにより、所得税や住民税の控除を受けたり、等級によっては有料道路の割引対象になり、日常生活用具の給付を受けることができます。

身体障害者手帳の交付申請に要した各診断料は、枚方市身体障害者手帳無料診断制度実施要綱（平成元年 9 月 30 日制定）に基づき助成しています。

診断料金の幅は、2,000 円～50,000 円弱（平成 21 年度実績）で、診断書記入に要する検査の種類等によって異なり、その多くは 5,000 円前後です。

身体障害者手帳診断料扶助事業の平成 21 年度決算では、1,389 件で総額は 7,430,038 円です。

現在、身体障害者手帳診断料は、世帯の課税・非課税状況に関わりなく（生活保護世帯は生活保護制度にて）助成しています。

<参考> 身体障害者手帳の種別

視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語機能またはそしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能障害）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、肝臓機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の各障害となります。

2. 他市の状況

大阪府下各市において非課税世帯に対する助成については、大阪府の補助金にて実施しています。

課税・非課税世帯ともに助成を行っている市は、北河内 7 市では本市を含め交野市・四條畷市の 3 市です。府下の同規模市では高槻市等が実施しています。

（右面参照）

身体障害者手帳診断料調べ（平成 21 年度現在の北河内 7 市及び同規模市）

自治体	診断料の助成等
枚方市	課税・非課税とも助成
交野市	課税・非課税とも助成
四條畷市	課税・非課税とも助成
寝屋川市	非課税のみ助成
門真市	非課税のみ助成
守口市	非課税のみ助成
大東市	非課税のみ助成
高槻市	課税・非課税とも助成
吹田市	課税・非課税とも助成（平成 22 年度からは非課税のみ助成）
摂津市	非課税のみ助成（再交付は全員助成）
茨木市	非課税のみ助成
豊中市	非課税のみ助成
東大阪市	非課税のみ助成
岸和田市	課税・非課税とも助成（手帳が交付されない場合非課税のみ助成）